

# ふくしのまち 福岡

NO. 113



傾聴ボランティアを目指しています!  
(ボランティアセンター  
傾聴ボランティア  
養成講座より)

## 目次

### 特集!!

生活困窮者の自立支援 P2~4  
～共生のまちづくりに向けて～

- P3 ●注目の一冊(福祉図書・情報室書籍紹介)
- P5 ●地域の社会資源との「新たな協働」
- 『奉仕銀行』平成28年度の配分先を募集します
- P6 ●法人格を持つグループもボランティアセンターに登録できるようになりました!
- ボランティアグループ活動紹介
- ・「NPO法人こどもグリーンサポートふくおか(通称グリふく)」
- ・「一粒の麦の会」
- P7 ●「聴く」ことについて考えてみよう
- P8 ●ご寄付ありがとうございました
- 「福祉巡回車」をご寄贈いただきました～生命保険協会福岡協会様～
- 赤い羽根共同募金からのお礼
- こことちゃんクイズのこたえ

### こことちゃんクイズ

福岡市社会福祉協議会  
マスコットキャラクター  
ここと



マザー・テレサさんが言う、  
「人間にとって一番ひどい病気」って  
なに?

(こたえはP8にあります)

社会福祉法人 **福岡市社会福祉協議会**

TEL 751-1121 FAX 751-1509

〒810-0062 福岡市中央区荒戸3-3-39  
福岡市市民福祉プラザ4階  
URL <http://www.fukuoka-shakyo.or.jp/>  
Eメール [sohmu@fukuoka-shakyo.or.jp](mailto:sohmu@fukuoka-shakyo.or.jp)



## ご寄付ありがとうございました

寄付金 (順不同)

博多区	扶桑管理株式会社 様
中央区	故河本吉憲 様
東区	社会福祉法人 東福岡福祉会 様
中央区	西鉄不動産株式会社 様
熊本市	ITCS研究所 様
熊本市	一般社団法人MDRT日本会 九州ブロック 様
東区	宗教法人 真如苑 様

平成27年7月～12月の間に本会にご寄付をいただいた皆様です。

お預かりした寄付金は、障がい者施設等への配分(助成)の他、ボランティア活動の振興、高齢者、障がい者、児童、ひとり親等の地域福祉活動費などに大切にに使わせていただきます。

心よりお礼申し上げます。  
なお、他にも様々な形で寄付いただきました。

### 寄付つき商品の覚書を締結しました

#### ●株式会社 友心様

遺品整理、特殊清掃1件につき「住まいサポートふくおか事業」へ応援寄付をいただくことになりました。

#### ●株式会社 スキット様

家財片付け、遺品整理、引越し1件につき「ずーっとあんしん安らか事業」へ応援寄付をいただくことになりました。



心温まるご寄付本当にありがとうございました。

### 物品寄贈の仲介も行っています

#### ●福岡地域労働者福祉推進協議会様

「福祉募金」(20万円分の備品)を市内外福祉施設17カ所に寄贈されました。



#### ●篠崎元志様(ポートルーサー)

市内福祉施設10カ所へ車いすを10台寄贈されました。



#### ●公益社団法人福岡西部法人会様

チャリティーゴルフにより集められた募金で福祉施設3カ所へ車いすを3台寄贈されました。



### 「福祉巡回車」をご寄贈いただきました ～生命保険協会福岡協会様～

生命保険協会福岡協会は、生命保険協会加盟各社の職員の皆様からの募金により平成元年より毎年県内の社協に「福祉巡回車」を寄贈されています。今年度は福岡市社協へご寄贈いただくこととなり、12月9日(水)生命保険協会福岡協会 堀江喜義会長様、寄贈を仲介いただいた福岡県社会福祉協議会 添島浩常務理事様にご出席いただき、贈呈式を行いました。

福岡市社協では、認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な方々の日常金銭管理などをお手伝いする「日常生活自立支援事業」や、身寄りのない高齢者の見守りや死後事務を行う「ずーっとあんしん安らか事業」など住み慣れた地域で安心して暮らす仕組みづくりを進めています。細やかな訪問を強化するうえで、車両をご寄贈いただいたことは、大変ありがたいことでした。

今後、この車両を活用して、取り組みをさらに推進していきたいと思っております。生命保険協会福岡協会様、本当にありがとうございました。



### 赤い羽根 共同募金会からの お礼



平成27年度の共同募金運動につきましては、118,863,292円もの募金が集まりました。

これらの募金は、配分審査委員会を経て、福祉施設や福祉団体の事業費として、また校区社会福祉協議会が行っている地域での福祉活動費などに有効に活用させていただきます。募金にご協力いただきました皆様、本当にありがとうございました。

※このたび事務局では、平成27年度事業の募金の使われ方を紹介する、6分程度の動画を作成いたしました。福岡市社協のホームページから見る事ができますので、研修会等でご活用ください。

- ◆地域版: 博多区 吉塚ニコニコ広場
- ◆施設版: 城南区 障がい福祉サービス事業所Well

【お問い合わせ先】  
福岡県共同募金会  
福岡市支会  
TEL 720-5350



配分で購入した車での活動を紹介するWell施設長(施設版動画より)

### こことちゃんクイズのこたえ

人間にとって一番ひどい病気は「誰からも必要とされていないと、自分で思い込んでしまうこと」だとマザー・テレサさんは言ってます。(関連記事7ページ)

# 特集!!

## 生活困窮者の自立支援

### 〜共生のまちづくりに向けて〜

平成27年4月1日「生活困窮者自立支援法」が施行されました。

幾多の困難を乗り越えてこのときを迎えたのです。この法律を受けて、生活に困窮する方がワンストップで相談できる窓口が全国に設けられています。福岡市では、中央区天神のエルガラオフィス7階に「福岡市生活自立支援センター」が開設され、ご本人の状態に応じた包括的で継続的な相談支援を行っています。

これまでも生活に困窮する方々は大勢いらっしゃいましたし、日本国憲法が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」のため、生活保護法が整備されているのですが、なぜこの時期にこの法律が必要となったのでしょうか。今回は、この法律の制定に深く関わられた中央大学の宮本太郎教授に、この法律・制度の背景や基本的な考え方を伺いました。

#### 生活困窮の実態

**【問】**日本は、かつて「一億総中流」と言われたように豊かな国だと思われていたと思いますが、必ずしもそうではないのでしょうか。

**【宮本】**「総中流」意識を支えた中間層の一部が経済的に落ち込んでしまいました。平均的な所得の半分以下の「相対的貧困率」が16・2%で、先進国の集まりであるOECD加盟国の中では、アメリカ、メキシコなどに次ぐ高い水準にあります。

**【問】**なぜそんな状態になったのでしょうか。

**【宮本】**様々な問題が複雑に絡んでいるのですが、理由の一つは非正規雇用の増加でしょう。旧来の非正規雇用は一家の大黒柱の安定所得を補完する主婦のパートなどでしたが、今日の非正規労働者は所得面で非常に不安定です。たとえばひとり親世帯に顕著です。123万の母子世帯では、その8割が就労しています。が、うち6割は非正規で、平均所得は180万円前後、貧困率は57%に

なっています。この数字は他の先進国に比べても非常に高いと言えます。このことが子どもの貧困にも連鎖しているのです。

**【問】**日本の「貧困」の特徴をキーワードで表すと?

**【宮本】**「非正規雇用労働者の所得の低さ」「子どもの貧困」「老後破産」ということになるでしょう。この3つが交じり合い、連鎖して、共倒れの状態をつくっているんだと思います。今後、非正規雇用の現役世代が親の年金に頼って生活している「年金同居世帯」の共倒れが顕在化してくるのではないのでしょうか。

#### 生活困窮の本当の姿

**【問】**「貧困」と言うと経済的なことを指すように思われていますが、そればかりではないのでしょうか。

**【宮本】**かつての「貧乏」は「支え合い」を生んでいましたが、現在の「困窮」は「孤立」を生んでいます。衣料や最低限の食糧は何とか確保できいても、傍からは測り知れない「生き難さ」を抱え込んでいる人たちが大勢いるのが現実です。私たちは、「自分自身を肯定する」「自分がいる」ということにプラスの評価が与えられる」というところで生きています。が、その「認め、認められる」という、私たちにとって一番大切なこと

を「貧困」が奪っているのです。そのことで経済的な困難度をさらに深める悪循環に陥っています。つまり、「経済的困窮」と「孤立」双方が連鎖している点が現在の「生活困窮」の姿なのです。

**【問】**そんなお話を伺うと、憲法第25条がうたっている「健康で文化的な最低限度の生活」という部分を、あらためて考えてみる必要があるように感じます。

**【宮本】**憲法第25条の生存権というのは、文字通り「健康」で「文化的」でなければなりません。「健康」というものは、毎日起きられて自分の生活に向き合える条件が満たされて初めて成立します。「文化的」というのは、人々のつながりの中で見出されると考えてよいでしょう。それからすると、これまで考えられてきた「生存権」概念がいかに狭かったかという思いが拭えません。そこに思いを馳せることが「生活困窮」の実態に迫ることになるのではないのでしょうか。生活困窮者自立支援法は、このことを強く意識しているのです。

#### 働くVとSとW

**【問】**非正規雇用の増加を問題点として挙げられていますが、生活困窮者自立支援法での取り組みは、正規

雇用を増やすという方向だと考えているのでしょうか。

**【宮本】**非正規雇用の問題の解決にはふたつの方法があると思います。ひとつは正規雇用の拡充ですが、もうひとつは同一労働・同一賃金を実現して非正規雇用の処遇を引き上げることです。生活困窮者自立支援法・制度はそこまでつたててはいませんが、その延長線上の射程にはあると思えます。

**【問】**「就労準備支援」というメニューが生活困窮者自立支援の枠組にありますね。

**【宮本】**現在働くことができていない方を一般の就労につなぐウォーミングアップという意味があります。例えば、プールで泳ぐ訓練をプールサイドだけですることはできませんよね。実際に泳いでみなければわかりません。まず、誰でも足が立つ水位でコーチを付けて泳いでみる。そんなことを経て本当に泳げるようになる



宮本太郎教授(中央大学)

注目の1冊

福祉図書・情報室より  
『地域包括ケアと生活保障の再編  
新しい「支え合い」システムを創る』  
(宮本太郎 編著 明石書店)

地域包括ケアの実現とその改革をとらえて、新しい生活保障の道筋や可能性、課題について検討する。

【お問い合わせ先】市民福祉プラザ2階 福祉図書・情報室  
TEL 731-2946 FAX 731-2947  
開室時間 10:00 ~ 18:00 (第3火曜日は休室)

連続して考えることが大切で、決して雇用至上主義に陥ってはならないのです。そして、「支える」「支えられる」という固定的な関係性を脱却して、「共生のまちづくり」を進めていく必要があるのではないのでしょうか。「自立」の姿は一樣ではないのですから。

#### 共生のまちづくり

**【問】**具体的にどういったことなのでしょう。

**【宮本】**まず現状から申し上げます。従来からの発想が、今大きな岩盤に突き当たっているんだろと思えます。高齢者を介護しているご家族が意気消沈していたり、障がいの分野でもご親族が支えきれなくなっている。叫び声をあげている。そういう岩盤に突き当たったときにこれをどう乗り越えられるのかというのを考える中で、実は自然に出てきている発想を制度化しようというのが、今回の動きではないかと思えます。今まで「支える側」と言われてきた現役世代と「支えられる側」だとされてきた高齢者などを二分するのではなく、「支える側」を支える仕組み「支えられる側」をアクティブにする仕組み」を創っていく必要があると思います。かつては小さな商店の店番など、皆が支え合いに参加する場所



がありました。ひとりの人が支えたり支えられたりする、そんなまちづくりが必要です。社会福祉や社会保障の分野のなかで解決しようとするのではなく、まちづくり全体の中で考えていくということが求められています。

**【問】**生活困窮者の問題は外から見えないのですが、私たち地域住民としてどんなことを心がけていけばよいのでしょうか。

**【宮本】**率直に申し上げますと、「周囲を見渡す」ことから出発すべきでしょう。困難を抱えた人たちは身近にたくさんいらっしゃいます。例えば、自分だけはなんとか定年までたどり着けると思っている方でも、ご近所のことや子どもさんあるいは親戚を見回した時には、将来や現在に不安を抱えた方がたくさんおられるはずです。困難を抱えた人は「特別に気の毒な人」ではないのです。その点への気づきが、課題解決の糸口です。誰でも安心して福祉を利用できる「福祉のまちづくり」は、とても大

# 地域の社会資源との「新たな協働」

「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」を目指して、各地で様々な地域福祉活動が取り組まれています。そこに住んでいる住民だけでなく、地域の様々な社会資源と連携・協力して進める、新たな取り組みも増えています。

## 福祉施設との協働による丘陵地の買物支援

### (城南区南片江校区)

南片江校区には丘陵地で公共交通機関の乗り入れがなく、近くに店舗がない地区があります。その地区は高齢化率も高いことから、「買物に困っている高齢者が多い」という課題があります。この課題を解決するため、校区社会福祉協議会と福祉施設との協働による買物支援事業が始まりました。

丘陵地にある特別養護老人ホーム「油山緑寿園」を会場として、複数の障がい福祉事業所(「みどりのその」他)による野菜・お菓子・小物類の移動販売「みどりの野菜市」が毎週水曜(14時～売切次第終了)に開催されています。「長い坂道を歩いてふもとのスーパーまで行かなくても、新鮮で安全な野菜や手作りのお菓子等が買えるようになった」と、世代を問わず周辺の地域住民から喜ばれています。

特別養護老人ホームにとっては施設利用者も地域住民と一緒に買物を楽しめる場となっており、障がい福祉事業所にとっては売り上げが障がい者の工賃に反映され、地域にも施設にもそれぞれメリットのある取り組みとなっています。

定期開催することで、買物だけでなく、住民同士の交流や安否確認の場として発展していくことも期待されています。



## 大学との協働による新たな交流事業

### (東区三苦校区)

三苦校区では電子メールによる広報・連絡システム「住民安心メール」を活用して、校区・町内の行事案内や防犯・防災を啓発する情報の配信が行われています。「住民安心メール」を利用するには住民各自が携帯電話等にこのメールシステムを登録する作業が必要なため、こういったシステムの利用に慣れていない高齢者等に受け入れられるかどうか課題でした。そこで三苦校区自治協議会・校区社会福祉協議会の共催で、福岡工業大学の協力を得て「メール登録会&携帯・スマホ使い方教室」を開催しました。

協力してくれた学生ボランティアは、当日はやや緊張しながらも参加者からの「電話帳の登録がうまくできない」「孫にメールで写真を送るにはどうしたらいいか」といった質問に、分かりやすい言葉で丁寧に応えていました。また、隣に座った人同士で電話番号を交換する参加者もあり、盛り上がりしました。

普段は集まりの場に出こない高齢男性の参加も多く、この会は「ふれあいサロン」など地域の活動に参加しない住民にとって、公民館や集会所に出こるきっかけとなる新たな取り組みになると期待されています。



近年、「地域の力になれることはないだろうか」「地域と連携して何か取り組みたい」という地域貢献の意識が高まっている事業所等も多く、福岡市・区社会福祉協議会に相談が寄せられることが増えています。地域で身近に見かける福祉事業所・医療機関・大学・企業など様々な社会資源と連携・協力することで、住民の力だけでは難しい取り組みが実現できることもあります。地域の一員である事業者等を貴重な資源と再認識することで、これまでになかった地域住民との連携や新しい活動が生まれます。

福岡市・区社会福祉協議会では、今後こういった「新たな協働」を積極的に進め、地域福祉活動の発展につなげていきたいと考えています。

【お問い合わせ先】 地域福祉課 TEL 720-5356

## 『奉仕銀行』平成28年度の配分先を募集します。

平成27年度に本会や福岡市に寄せられた善意の寄付金の中から社会福祉関係団体等への配分を行います。

### 【対象団体】

福岡市内に活動拠点をおく社会福祉分野に携わる当事者団体等で、活動実績が1年以上ある法人格を持たない団体等又は特定非営利活動法人。

例えば・・・小規模作業所、地域活動支援センター、障がい児の家族の会、子育て支援団体など(ただし、25・26・27年度に本事業の配分を受けた団体、26・27年度に共同募金会の配分を受ける団体は除く。)

### 【対象事業及び配分限度額】

備品購入費 上限25万円  
新規事業費 上限5万円

### 【申込方法】

所定の様式に必要書類を添付の上、窓口へ提出してください。配布・申込期間は28年3月1日(火)～4月28日(木)(必着)

### 【審査から交付まで】

運営委員会の審査を経て28年7月頃決定し、8月頃交付予定  
☆詳細は「配分先募集案内」をご覧ください。

〔28年2月15日(月)より本会窓口で配布。〕  
〔ホームページでダウンロード開始。〕

【お問い合わせ先】 総務課 TEL 751-1121

### 《平成27年度の配分団体》

ONPO法人レッツ グループホームオークマ ONPO法人ジャパンマック ○ジャパンマック福岡 ○Work it out ○おもちゃばこ ○福岡・障がい者と暮らしを創る会

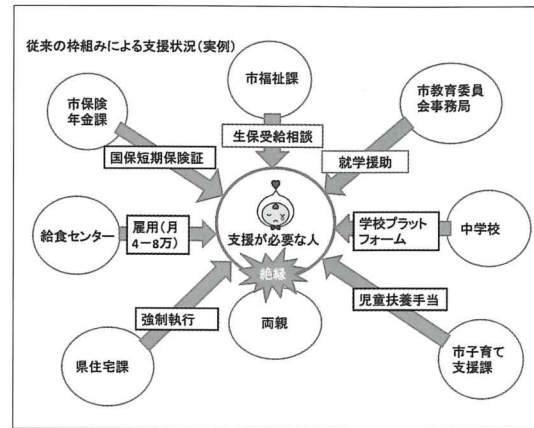
※奉仕銀行ではイベントのチケットや家電製品等の物品のご寄贈を社会福祉施設への仲介もしています。寄贈をご希望される方はご連絡ください。

切ですけれど、そうした活動を通してみんながまちづくりに貢献できる「福祉でまちづくり」の時代を創りあげていくことが、今求められています。生活困窮者自立支援法は、そんな時代の象徴と言えるでしょう。

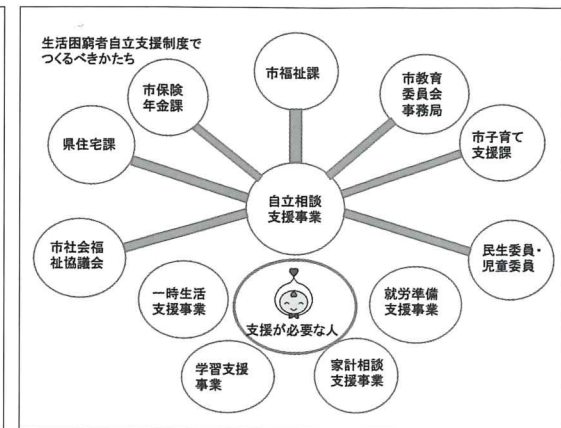
\*\*\*

平成27年11月初旬。第2回目となる「生活困窮者自立支援全国研究交流大会」が2日間にわたって福岡大学を会場に開催され、全国から1,600人余りの方々が様々な角度からの議論を繰り広げました。インタビュアーに就いていただいた宮本太郎教授(中央大学)も初日(11月7日)の基調講演と2日目(11月8日)のまとめのセッションに登壇され、生活困窮者自立支援制度の展望などを熱く語られました。

その中で宮本教授は、とある市で実際に起きたこととして、今までの制度が下の(図1)のように人の属性ごとに運用されてきたが故に、いくつもの支援がなされてきたにもかかわらず、悲劇的な結末を回避できなかった事例を紹介されました。その事例ではどの支援機関もその人の状態を把握できていなかった点を踏まえ、(図2)のようにその人の「属性」ではなく、その人の「状態」に応じた、従来の枠組を超えた取組の必要性を強調されました。



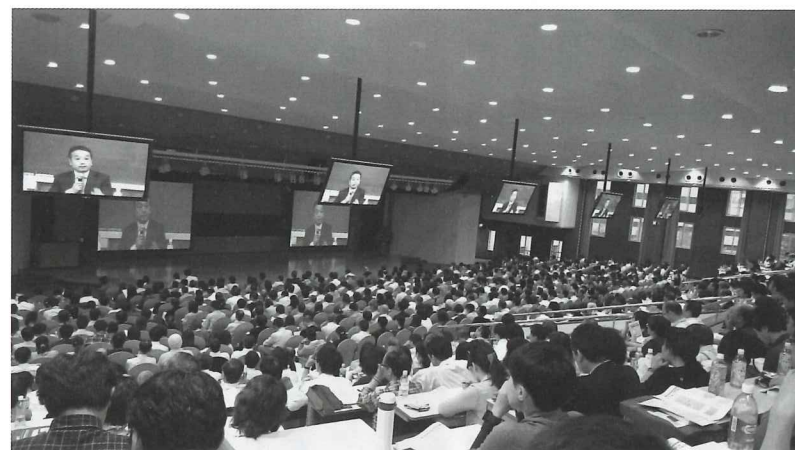
〈図1〉



〈図2〉

した。生活困窮者自立支援法には、このことへの期待が込められているのである。

生活困窮者自立支援法は、2つの事業の実施を地方公共団体の責務として課し、その他5つの事業の実施を働きかけています。しかし、今問わ



全国から集まった1600人余りが熱心に耳を傾けています

るのは、これら事業を実施することではなく、どんなまちを創っていくかを地方自らが考え、その目標に向かってどんなアクションを起こすかということなのです。そういった意味では、「地方創生」と何ら変わることはありません。そして、その根っこは「つながり」をどう再構築していくかという視点が忘れられてはならないのです。

福岡市社会福祉協議会も、あらゆる生活課題の解決に挑戦しながら、人々の、そして地域の「つながり」の再構築を目指しています。

〈広告〉

あなたの毎日を、みまもる。あなたの万が一に、かけつける。

**緊急通報サービス**  
**安否確認サービス**  
**駆けつけサービス**

**緊急通報サービス**  
**安否確認サービス**  
**駆けつけサービス**

**みまもりさん & かけつけさん**

**救急時・非常時の緊急通報サービス**

在宅中に身の危険を感じた時や、体調不良などの救急時にボタンを押すとすぐに駆けつけます。必要に応じて110番・119番通報等の安心対応を行います。

ご利用料金は「かけつけ対応」月額 **1,880円**(税別) [基本料金を含んで]  
●初期登録費:2,000円(初回のみ/税別)が別途必要です。  
●サービスご利用には固定電話が必要となります。

駆けつけ対応! 協力員不要! 鍵預かりOK! 年齢制限なし!

0120-987-567 詳しくはホームページで みまもりさん 検索

〒812-0044 福岡市博多区千代1-17-1 パビオン24 ●平日/9:00~17:50 ●土日祝/9:00~12:00

# 「聴く」ことについて 考えてみよう

今、さまざまな理由から「話したくても話せない」人々が増えています。特にひとり暮らしの高齢者などで誰とも話す機会のない方が増えており、高齢者の心のケアの問題がクローズアップされています。

## 「聴く」ことは「心のサポート」

「人間にとって一番ひどい病気は、誰からも必要とされていないと、自分で思い込んでしまうことです」。これは、マザー・テレサの言葉です。この言葉は、人間には自分の存在が認められているという「存在認知」の実感が必要であることを教えてくれます。

相手の話を「聴く」ことは、その人の「存在認知」の実感を生み、自己肯定感につながり、生きる勇気や元気を呼び覚ます力があります。「聴く」ことは、それだけで「心のサポート」になるのです。

## なぜ、耳が2つで口は1つ!?

「神は私どもに2つの耳と1つの口を与え給うた。それ故、私どもはより多く聴き、喋ることを少なくする必要があります」。これは、哲学者ソクラテスの言葉です。私たちは、話を一生懸命聴いてもらうと心が軽くなり、元気や勇気がわき上がってくる気がします。同時に、聴いてくれた相手に好感を抱き、信頼を寄せます。相手と良好な人間関係を築きたいと思ったら、まずは相手の話を一生懸命聴くことが重要です。

## 心に寄り添い、そばにすることを伝える

「二人で窓の外の木が揺れるのをずっと見ていました。そのとき、本当に私の心を分かってもらえた気がしました」。この言葉には、聴くこと=傾聴の真髓が表れています。人は、自分のことを心から気にかけてくれる人がそばにただで気持が落ち着き、安心します。

## 年々増える話し相手のボランティア依頼

現在、市ボランティアセンターには、一人暮らしの高齢者や施設の職員さんから「話し相手になってくださるボランティアさんを探してほしい」という相談が寄せられており、このようなニーズは今後ますます増えると予想されます。

## 自分の「聴く」力を引き出そう

「聴く」ことは相手の活力を生み、また自分にも心の安穏をもたらします。「聴く」ことについて考え、自分の「聴く」力を引き出してみませんか。

ボランティアセンターでは11月～12月にかけて「聴く」ボランティアを養成する講座を開催しました。今後、修了生の皆さん方はボランティアとして、市内各地で活躍する予定です。また、ボランティアセンターでは、「傾聴」ボランティアをしたい方のご相談もお受けしています。関心のある方はご相談ください。



〈広告〉

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償!!

平成27年度

# ボランティア活動保険

全国200万人  
加入!!

<http://www.fukushihoken.co.jp>

ふくしの保険 検索

(\*)天災タイプでは、天災(地震・噴火・津波)に起因する被保険者自身のケガを補償しますが、賠償責任の補償については、天災に起因する場合は対象になりません。

補償金額 (保険金額)		年間保険料	
保険金の種類	プラン	タイプ	プラン
		Aプラン	Bプラン
ケガの補償	死亡保険金	1,200万円	1,800万円
	後遺障害保険金	1,200万円 (限度額)	1,800万円 (限度額)
	入院保険金日額	6,500円	10,000円
	手術 入院中の手術 保険金 外来の手術	65,000円	100,000円
	通院保険金日額	4,000円	6,000円
	特定感染症の補償	上記後遺障害、入院、通院の各補償金額(保険金額)に同じ	
	葬祭費用保険金 (特定感染症)	300万円 (限度額)	
賠償責任	賠償責任保険金 (対人・対物共通)	5億円 (限度額)	5億円 (限度額)

年間保険料	
タイプ	プラン
基本タイプ	Aプラン 300円 Bプラン 450円
天災タイプ(*) (基本タイプ+地震・噴火・津波)	Aプラン 430円 Bプラン 650円

## 保険料をお支払いする主な例



## ボランティア行所用保険 送迎サービス補償 福祉サービス総合補償

(普通傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険) (普通傷害保険) (普通傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険)

● お申し込み、詳しい内容のお問い合わせは、あなたの地域の社会福祉協議会へ ●

団体契約者 **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**  
(引受幹事保険会社) 損害保険ジャパン日本興亜株式会社  
TEL: 03(3593)6824

取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**  
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F  
TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763  
受付時間: 平日の9:30~17:30 (12/29~1/3を除きます。)  
この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

〈SJK14-16220(2015.2.6)〉

# 法人格を持つグループもボランティアセンターに登録できるようになりました!

福岡市ボランティアセンターには156のボランティアグループやNPOが登録して活動しています。(平成27年10月末)

昨今、ボランティア活動・市民活動とその支援組織は多様化し、また、地域課題も多様化、深刻化、複雑化しています。しかし、これまで福岡市ボランティアセンターはこの現状に十分に対応できていませんでした。その原因のひとつは、登録できるボランティアグループは「法人格を有しない」・「社会福祉の分野」・「無償の活動」に限定していたことにありました。

そこで平成27年度からはボランティアグループの登録要件を見直し、右記のとおりに改めました。

今回の見直しにより、多様な団体が連携して課題を解決したり、福祉以外の分野で活動している人たちにも地域福祉活動につなげたりといった動きがますます盛んになることを目指しています。

ボランティアセンターに登録できるグループは、主体的な参加に基づくボランティア活動を行っているグループであって、次の各号のすべてに該当するグループです。

- (1) グループの構成員が5人以上であること
- (2) 活動の主たる基盤を福岡市内に有すること (法人格の有無は問わない)
- (3) 月1回以上、ボランティア活動を行っていること (有償・無償は問わない)
- (4) ボランティアグループとして、6ヶ月以上の活動実績があること

登録グループは市民福祉プラザ内のボランティアルーム(会議室)や印刷機等の利用ができます。

## 【お問い合わせ先】

福岡市ボランティアセンター (TEL 713-0777)

## ボランティアグループ活動紹介

### ■NPO法人こどもグリーフサポートふくおか(通称グリふく)

大切な人を亡くした子どものサポートを県域で行っている団体です。大切な人を亡くすと、悲しみや寂しさ・愛惜(愛おしさや会いたい気持ち)などのさまざまな感情が生まれ、行動面の変化や体の症状など、様々な反応が生じます。これを「グリーフ」といいます。これは病気でなく、大人も子どもも、誰にでも起こりうる自然な心の動きです。しかし、大切な人を亡くした体験は、日常生活やその後の人生に影響を及ぼすこともあり、サポートが必要になることがあります。

この団体は、安心して自分の「グリーフ」を表現できる安全な空間づくりに努め、月に1~2回、県内2カ所(福岡市市民福祉プラザ、ウェルとばた(北九州市))で「たいせつな人をなくした子どものつどい」を開いています。子どもたちは「つどい」で同じ体験をした仲間と出会い、大切な人を亡くしたのは自分一人ではないことを知ります。自分自身の「グリーフ」に触れ、それを表現することで、大切な人の死を受け止め、自分らしく自分の道を歩いていくサポートを行っています。

また、定期的にボランティアの養成講座も行っています。団体の活動に関心のある方はもちろん、ボランティアなどさまざまな形で関わってくださる方、ぜひご参加ください。



### ■一粒の麦の会



「一粒の麦の会」は、裁縫を主に、第2水曜日に国立病院機構福岡病院内の「こぼと病棟」(南区屋形原)と、第3水曜日に社会福祉法人共栄福祉会「若久緑園」(南区若久)で活動している団体です。PTA活動で知り合った主婦3人で手伝いをしたことがきっかけで発足し、50年以上活動を続けています。

「こぼと病棟」では、点滴を受けるための特殊な衣類や食事用のエプロン、湯たんぽや氷枕のカバーなどを縫います。お風呂上がりのお子さんを休ませて体を拭き、着替えさせるためのタオルケットは重ね縫いをするのですが、ミシンで一針一針、時間をかけて縫い進めます。

「若久緑園」では、主に利用者の保護者の代わりとなって針仕事をします。特に新学期には雑巾、体操服入れ、給食袋を縫い、高校生の弁当袋、裾上げなどを行っています。

会の皆さんは「これらの活動を続けられたのも、こぼと病棟や若久緑園の皆さんが、気持ちよく受け入れてくださるから」と話し、やりがいを感じるといいます。作業中も和気あいあいとしていて、お互いに意見を出しあいながら、施設のニーズに柔軟に対応している姿が印象的でした。

現在、裁縫が得意な方や足踏みミシンができる方を募集しています。関心のある方はボランティアセンターへご相談ください。